

第69回本試験 出題論点一覧 (消費税法)

問題番号		出題された論点	難易度
第一問	問1	① 免除の対象となる取引	◎
		(1) ② その適用を受けるための要件	△
		□ 輸出免税制度が採用されている理由	○
		具体例	○
		(2) (1) 内 容	◎
	問2	(2) 課税売上割合	△
		(3) 証明方法	△
		翌課税期間の簡易課税制度の適用の有無	○
		簡易課税制度の適用要件	◎
		(1) 「調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の課税事業者選択不適用届出・簡易課税制度選択届出書の提出制限」	○
		調整対象固定資産の判定	△
		「高額特定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限」	○
		高額特定資産の判定	△
		(2) イ 事業区分の意義	△
		□ 事業区分に適用されるみなし仕入率	◎
		イ 原則的な計算方法	△
		(3) □ 複数の事業を営んでいる場合に適用できる特例的な計算方法	△
		ハ 事業の種類ごとの区分をしていないものがある場合の適用関係	△
第二問	問1	納税義務の有無の判定	◎
		【課税標準額】原状回復	◎
		【課税標準額】契約変更	◎
		【課税標準額】ローン斡旋	○
		【課税標準額】低額譲渡	◎
		【控除過大調整税額】	◎
		【課税売上割合】出資持分譲渡	○
		【課税売上割合】損害賠償金(明渡遅滞)	◎
		【課税売上割合】非課税資産の輸出	◎
		【課税売上割合】国外移送	◎
		【控除対象仕入税額】① 課税資産の譲渡等により要するもの(宅配ボックス)	◎
		【控除対象仕入税額】① 課税資産の譲渡等により要するもの(コンサル)	◎
		【控除対象仕入税額】① 課税資産の譲渡等により要するもの(その他事業原価)	○
		【控除対象仕入税額】① 課税資産の譲渡等により要するもの(媒介手数料)	◎
		【控除対象仕入税額】③ 共通して要するもの(J戸建造成費)	◎
		【控除対象仕入税額】③ 共通して要するもの(クレジットカード年会費)	◎
		(1) 調整対象固定資産の判定(① A建物)	◎
		(1) 調整対象固定資産の判定(⑥ 応接セット)	◎
		④ 調整税額	△
		C建物に係るコメント	○
		【中間納付税額】	◎
		【納付税額】	×
	問2	I 第1期 資本金判定	◎
		I 第1期 特定要件判定	○
		I 第1期 丁社に係るコメント	×
		I 第1期 ③ 基準期間に相当する期間における課税売上高(乙社)	×
		I 第1期 ③ 基準期間に相当する期間における課税売上高(丙社)	×
		II 第2期 特定期間	○
		II 第2期 ② 基準期間に相当する期間における課税売上高(乙社)	△
		II 第2期 ② 基準期間に相当する期間における課税売上高(丙社)	△
		III 第3期 (1) 基準期間	△
		III 第3期 (2) 特定期間	○

難易度の「◎」は出来なければいけない部分

「○」は出来てほしい部分

「△」は出来なくても仕方がない部分

「×」は出来なくてもよい部分を示す